

## 1 計画・執行体制

## 1 計画・執行体制

### (1) 計画

土地区画整理事業を行っていく上では、行政が地域住民との係わりをもち、住民がもつ問題意識と要望等を確実に把握することが必要である。また、行政としてその問題点・要望等を整理・対処し、事業化にむけた企画を立案できるのかという事が重要であり、大きな役割でもある。

計画立案するにあたり、一般的に次のような調査等を行っている。

地域住民の意識の把握（地域住民との日頃の接触による意識の把握）

地域整備候補地の選定（都市計画との整合等）

候補地における調査の実施（区画整理調査）

住民の意向調査（まちづくりに関する意識の確認等）

～ は行政が直接実施しているが、～ については専門のコンサルタントに委託して実施しているのが一般的である。

また、計画立案する場合、次の事項に留意しなければならない。

都市計画事業として実施する場合は、都市計画の理念が反映された計画であることが必要である。都市計画事業以外で実施される比較的小規模な土地区画整理事業においては、都市計画の理念を反映しつつ、地域の実情等を考慮した計画を立案していく必要がある。

計画立案するにあたっては、計画に無理のないようにすることが大切である。計画案を住民に提示する際、後々、計画案以上の負担を求めることは現実的には難しいので、その事を念頭におき、無理のない計画を立案することが必要である。

### (2) 執行体制

計画の立案に当り、作業は一般的に行政担当者が直接行うことは少なく、専門のコンサルタントに委託している例が多い。しかし、行政としての方針と住民の意向を的確に反映した調査内容を十分理解し、事業化に向けての住民説明等に役立つものにする必要があるため、行政担当者としては、コンサルタント任せの調査にならないようにすることが大切である。

調査を「絵に描いたもち」にしない為には、行政としては、事業執行体制を確立し、事業化に向けてたゆまぬ努力が必要である。ただし、土地区画整理事業は、関係部署との計画調整等に関する作業が非常に多く、専任の担当職員が最低1～2名必要である。

また、専門のコンサルタントへの委託を同時に行うことにより、一層の成果が期待できる。

- \* 計画・執行体制の確立は、行政の意気込みがあれば可能である。  
しかし、合意形成は簡単には図れない。